

ユニフォーム規程 改正(案)

変更: _____ 削除: _____ 加筆: _____

現行	改正案	理由
<p>第8条[広告の表示(2)-広告の条件]</p> <p>(4) 広告表示箇所およびサイズは次のとおりとする。</p> <p>シャツ 前 面:選手番号の上部に 300cm²を超えないサイズ</p> <p>背 中:選手番号の上部または下部に 200cm²を超えないサイズ</p> <p>左 袖:50cm²を超えないサイズ</p> <p>シヨーツ 前面左:80cm²を超えないサイズ</p>	<p>第8条[広告の表示(2)-広告の条件]</p> <p>(4) 広告表示箇所およびサイズは次のとおりとする。</p> <p>シャツ 前 面:選手番号の上部<u>または下部</u>に 300cm²を超えないサイズ</p> <p>背 中:選手番号の上部または下部に 200cm²を超えないサイズ</p> <p>左 袖:50cm²を超えないサイズ</p> <p>シヨーツ 前面左:80cm²を超えないサイズ</p>	<p>選手番号が胸部にある場合、 広告が番号の下部に掲示され ても問題ないと判断できるため</p>
<p>第13条[施 行]</p> <p>本規程は、平成 9年4月1日から施行する。</p> <p>本規程は、平成13年4月1日から施行する。</p> <p>本規程は、平成16年1月1日から施行する。</p> <p>本規程は、平成19年4月1日から施行する。</p>	<p>第13条[施 行]</p> <p>本規程は、平成 9年4月1日から施行する。</p> <p>本規程は、平成13年4月1日から施行する。</p> <p>本規程は、平成16年1月1日から施行する。</p> <p>本規程は、平成19年4月1日から施行する。</p> <p><u>本規程は、平成20年4月1日から施行する。</u></p>	